

みなかみ町ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みなかみ町公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）におけるバナー広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 ホームページに掲載する広告は、当該広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の事業の適正化及び消費者の保護を図り、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに町民生活の向上に資するものとするため、次の各号に掲げる事項を基本原則とする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 法令及び条例、規則並びに社会秩序を遵守したものであること。

(広告主の範囲と優先順位)

第3条 広告主は、町の広告媒体という性質上、地域性及び公共性の高いものを優先させることとし、その優先順位は次のとおりとする。

優先順位	広告主
1	町内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等若しくは商店街又は専門店街などの連合体
2	国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれに類するもの
3	「優先順位1」以外の企業又は事業者等
4	その他町長が適当と認めるもの

(掲載しない広告)

第4条 広告を閲覧する消費者等の保護を図るため、次に掲げる広告は掲載しないものとする。

- (1) 町の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 大げさな表現、根拠のない表現又は射幸心を著しくあおる表現を含むもの
- (6) あたかも町が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (7) 風俗営業等の規制及び営業の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業に該当するもの

- (8) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）、医薬品等適正広告基準等に抵触するもの
- (9) 消費者金融專業会社に関するもの
- (10) 商品先物取引又はこれに類するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと町長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第 5 条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページで町長が指定する箇所とする。

(広告の枠数、掲載料、規格及び制限)

第 6 条 掲載する広告はバナー広告とし、広告の枠数、掲載料及び規格は次のとおりとする。

- (1) 枠数は最大 15 枠とする。
- (2) 広告の掲載料及び規格は次のとおりとする。

ア 掲載料 1 枠につき 1 箇月 7,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、長期の連続掲載を行う場合は次のとおりとする。

掲載期間	掲載料
3 箇月	20,000 円
6 箇月	38,000 円
12 箇月	74,000 円

イ 規格（1 枠） サイズ 縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル
容量 10.0KB 以内 形式 GIF、JPEG、BMP、PNG

2 広告掲載料の納付は、原則として毎月前払いとする。ただし、広告の掲載期間が 2 箇月以上にわたる場合は、一括して納付することができる。

(広告の掲載期間)

第 7 条 広告を掲載する期間は、1 箇月単位で連続 12 箇月までとする。ただし、広告枠に空きがある場合は、これを更新することができる。

2 広告掲載期間中に、サーバ等のメンテナンス以外の理由でホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖時間に応じて次のとおり掲載期間を延長するものとする。ただし、これにより難いと町長が認めるときは、当該日数分の掲載料を日割り計算（100 円未満切り上げ）により減額することができる。

閉鎖した時間	延長する期間
1 時間以上 24 時間以内	1 日

24時間を超え48時間以内	2日
48時間を超え72時間以内	3日
72時間を超えたとき	閉鎖した日数+1日

(ホームページ広告に係る審査委員会)

第8条 ホームページへの広告掲載の可否及び管理運営を行うため、みなかみ町バナー広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 審査会は、総務課長を委員長とし、委員は委員長が指名する各課長、支所長及び局長をもって構成する。ただし、必要と認める場合は、関係課職員等に委員会への出席を求めることができる。
- 3 委員会は、次の事項について審査する。
 - (1) 広告主及び広告内容に関すること。
 - (2) 広告の掲載基準及び契約に関すること。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項

(広告内容等の変更)

第9条 町長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令等に違反し、あるいはその恐れがあり、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第10条 町長は、次の各号に該当するときは、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 規定する期日までに広告原稿(電子記録媒体)の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主、バナー広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が、各種法令等に違反している、若しくはその恐れがあるとき、又はこの要綱に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ホームページへの広告掲載が適当でないと委員会が認めるとき。

(広告主の募集)

第11条 町ホームページへの広告掲載を担当する課(以下「担当課」という。)は、公平公正に募集を行うため、広報みなかみ、町ホームページ等で広告主を募集するものとする。

(広告掲載の申請及び決定)

第 12 条 広告主は、担当課を介して、町長にみなかみ町ホームページバナー広告掲載申請書（様式第 1 号）により、町税等（町税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金、下水道受益者分担金及び町営住宅家賃）を完納していることを証明する書類を添えて申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、あらかじめ委員会に意見を求め、当該広告の掲載の可否を決定するものとし、優先順位を同じくする複数の申請があったときは抽選により決定するものとする。

3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、みなかみ町ホームページバナー広告掲載等決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

（広告の作成及び提出）

第 13 条 バナー広告は、広告主の負担により、電子記録媒体により担当課に提出するものとし、掲載しようとする広告のデザイン及び内容等について、町長の承認を受けなければならない。

2 バナー広告のデザイン及び色彩等は、次の事項に該当しないことのほか、町ホームページのイメージを損なうことがないようにしなければならない。

制 限	高速振動、高速点灯イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可とする。
-----	--

（補則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、ホームページの広告の掲載に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の公布の日前において、町長に提出されたみなかみ町ホームページ広告掲載申請書は、この告示の規定によるみなかみ町ホームページ広告掲載申請書として町長に提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この告示は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の公布の日前において決定された掲載料で、掲載期間が施行日以降も継続するものにあつては、改正後のみなかみ町ホームページ広告掲載要綱の規定による掲載料を適用する。

附 則

- 1 この告示は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。